大和市告示第１８０号

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により、送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、当該書類を本市総務部収納課に保管し、送達を受けるべき者から請求があれば交付する。

令和８年１１月１７日

大和市長　古谷田　　力

１　送達すべき書類

納期限変更告知書　１通

固定資産税・都市計画税（令和８年度第３期）督促状　１通

２　前項に掲げる書類の送達を受けるべき者の氏名

松浦　良